

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第2回）

1 日時 2026年6月24日（水） 17時00分～19時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

曾我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、北澤構成員、鎮目構成員、
清水構成員、中原構成員

（2）オブザーバー

法務省、文化庁、最高裁判所

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、相川情報流通適正化推進室長、
大内情報流通適正化推進室課長補佐、白水情報流通適正化推進室課長補佐

（4）発表者

X Corp. 平津氏

4 議事

（1）事業者ヒアリング（一部非公開）

（2）構成員からのご発表

（3）その他

【曾我部主査】

では定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 発信者情報開示ワーキンググループ第2回会合を開催いたします。本日はご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議につきましては、前半は非公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【大内補佐】

事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、本日の会議は先ほどありましたとおり、前半を非公開としておりますので、その点ご了承下さい。なお、非公開につきましても後日議事録を公開する予定でございます。

次に、Web 会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただいております。構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。発言をご希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見てから発言者を指名いただく方式で進めたいと思います。チャット欄に記入される際には、主査が内容を確認できるよう会議全体向けのチャットでお送りいただけるようお願いいたします。ご発言の際には、マイクと映像をオンにしてご発言をお願いします。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻ください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他チャット機能で随時事務局や主査宛にご連絡をいただければ、対応させていただきます。

続いて、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料2―1から2―3、参考資料2―1の計4点を用意しております。資料については一部赤字で構成員限りとしている部分がございます。構成員限りの部分については、言及されないようご注意ください。万が一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。なお、垣内構成員に関しては本日ご欠席、中原構成員に関しては会議途中からのご出席予定と伺っております。

事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では、本日の議事に入りたいと思います。

議事は3点ございまして、(1) 事業者ヒアリング、(2) 構成員からのご発表、(3) その他となっております。本日の議事は事業者からのご発表、それから構成員からのご発表として、それぞれご説明いただいた後に質疑の時間を設けるということで進めさせていただきます。また、先ほどもありましたが、(1) 事業者ヒアリングにつきましては非公開ということであります。

では早速議事に入らせていただきます。議事の(1)につきまして、X社からご発表をい

たきます。ではよろしくお願いいたします。

【X 社 平津氏】

私は弁護士の平津と申します。長島・大野・常松法律事務所という事務所で弁護士をしています。私はX社との関係では外部弁護士という関係にあります。2006 年に弁護士登録をしましたが、ちょうどまさにその年にX、当時の Twitter が日本でサービスを開始されたと記憶をしております。その当時から同社のお手伝い、様々な案件を担当させていただいておりまして、とりわけ本日議論をさせていただく発信者情報開示請求の事案も数多く経験をさせていただきました。外部弁護士という立場ではありますが、本日はX社の発表をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料として会社の方からお出しをしており、和英のものがありますが、非公式ではありますが和訳を用意しておりますので、そちらに従って発表をさせていただきたいと思っております。

まずはこのような貴重なプロセスへの参加の機会をいただき誠にありがとうございます。X社は情報流通プラットフォーム対処法、よく IDPA と呼んでおりますが、こちらに完全に準拠するとともに表現の自由に対する憲法上の保護を尊重しつつ、被害者救済の実効性を高めることに全力で取り組んでおります。これは外部弁護士としての私の立場からでもそのように言えると考えております。

Xにおける発信者情報開示請求への対応ですが、Xは日本の発信者情報開示請求を法的有効性の審査、それから技術的な情報取得を含む構造化されたワークフローに則って処理をしています。システムあるいは仕組みを構築して処理をしているということになります。有効な申立て及び命令を受領次第、合理的に可能な限り速やかに各請求に対応するよう常に努めています。ご存知のとおり、Xに対する申立ての件数は大変多くございまして、Xは2025年には約2000件もの発信者情報開示請求の事案を処理しました。これらの大部分は仮処分事案なわけですが、裁判所は一応の疎明、“prima facie proof” という低いハードルで容易に仮の開示命令を発しています。また、ほぼ全ての仮処分事案で、申立人が仮の開示命令を取得した後、本案訴訟、正式な訴訟を提起することはありません。したがって、こういった事態、本案訴訟手続は実質的に形骸化していると考えております。Xにおいて、ユーザー情報の開示を求める本案訴訟が提起された事例はほとんどありません。

また、裁判所は IDPA が定める発信者情報開示命令申立事件、いわゆる発着事件の手続においても、実質的には仮処分手続と同様の立証基準を用いているように思われます。したがって、事実上全ての事案について一応の疎明の基準で判断がされており、通常立証の基準による判断は行われていないと考えております。

こういった実態は、十分に検証のされていない主張に基づいてユーザーの個人情報明らかにするリスクがある制度を作り出しているということになります。これにより当該個人は十分な司法審査を経ることなく、プライバシー侵害や二次的被害に晒される可能性があります。同様に懸念されるのは、憲法上保障される表現の自由に対する萎縮効果です。ユ

ユーザーは法的には保護された言論の自由を行使しただけで、必ずしも十分な審理に耐え得る請求ではない場合であっても、個人特定や法的責任追及の恐れがあると懸念してしまうことが合理的にありえます。そのため結果として、公共の議論への開放的な参加をためらうようになる可能性があると考えております。

5 ページに進ませていただきます。直面する課題として多々ありますが、申し上げます。当社は内部プロセスの強化に継続的に投資をしておりますが、命令の件数は非常に多く、増加の一途を辿っております。各命令はユーザーのプライバシーを保護し、誤った開示を防ぐため、複数チームによる慎重な分析及び審査を要します。このプロセスは極めて重要である一方で、Xのようなプラットフォームにとって大きな運用上の負担を生じさせています。作業部会でのご検討のために、既存の手続きにおける以下の課題を、4 点ほど指摘申し上げます。また、事業者が直面する運用負担を軽減するためのいくつかの措置についてもご検討いただければと考えております。

まず1 点目ですが、上記でも述べさせていただいたとおり、請求に十分に詳細な証拠の裏付けが不足している場合があります。更に、裁判所の命令自体が、Xが対応する上で極めて限定的な特定情報を、ときには投稿の日時のみで URL がなく、追加の詳細がほとんどないような場合もございますが、極めて限定的な特定情報しか含まないことがあります。これによってXが対応する上で非常に都合の悪いような状況が生じることがあります。

これを解決するため、Xは、私のような外部法律事務所も含む第三者を介して、関連書類や証拠に含まれる特定情報と開示対象情報との関連性を確認する必要があります。これにより追加の処理時間及び社内調査時間が発生するということになります。とりわけ実務的に、私が外部弁護士として多々経験しているところですが、決定を見ただけではどういう投稿について裁判所が判断をしたのかよく理解ができないという事案は多々ございます。そうするとX社の方でも、こういう投稿内容に関して権利侵害が認定されたため、発信した情報の開示が命じられるということが非常に理解しづらい場合が多々ございます。こういったものについて通常のものとは異なる追加の処理時間、社内調整、やり取りの時間が発生をするということになります。

次に2 点目ですが、既存の手続には手続の濫用、“abuse of process” に固有のリスクがあります。申立てはときには1 件あたり数十名のユーザーを指定した個別の申立てを多数、ときには私もほんの1 週間程度の間に数百件申立てをいただいたというような経験もございますが、そのような場合があります。このような請求には意図が必ずしも明確でないものもございますが、発信者情報開示請求という制度の趣旨目的と整合しない可能性があるように考えております。このように多数の申立てがされた場合には、X社の未済案件を圧迫して、正当性がある真正なまたは時間的に緊急性の高い命令からリソースを奪う結果となることがあります。また公人を含む一部のユーザーの方が、この手続を他者を威圧したり、批判者を沈黙させたりする手段として利用する事例も散見されるところです。

3 点目に、前回の作業部会でも指摘をされたと同っておりますが、命令発令後に二次的被

害が発生する固有のリスクがあります。例えば晒しと呼ばれるようなものです。発信者情報開示請求を申し立てた結果、かえって自らの情報が晒されてしまった。そういった事案も聞き及んでいるところではあります。このため、プラットフォームとしては各訴訟を慎重に審査して、真正かつ正当な請求のみを処理をすることが一層重要になると考えております。

最後に4点目、外国会社としてはやはりこの辺りが気になるところですが、日本国外に居住をし、外国のデータ保護法の適用を受ける可能性のあるユーザーというのが存在します。そういった外国のユーザーの情報を開示する命令に対して、現状の日本の法律では法的に何ら保護規定が設けられていない。これも1つの問題であると考えています。

以上、これら4点の課題を申し上げましたが、真正なオンライン被害者の優先、それから正確性の確保、ユーザー情報の保護という必要性と相まって、当社の最大限の努力と継続的な投資にもかかわらず、請求の迅速な処理をますます困難なものとしています。更に、これらの課題は、Xが日本で扱う事案の件数が非常に多いという状況で、より顕著になっております。

これらを踏まえて作業部会にご検討いただきたい潜在的な解決策としてご提案をさせていただきます。

こちらも4点申し上げますが、まず1点目、日本国外に居住し外国のデータ保護法の適用を受ける可能性のあるユーザーの情報を開示する命令に対して、法的に保護規定を導入すべきであると考えます。

それから2点目、憲法上保障される言論の自由及び表現の自由を行使しているユーザーの情報を求める事案について、裁判所はより厳格に審査すべきであると考えています。

3点目ですが、裁判所は仮の開示命令が発せられた後、申立人が本案訴訟を迫行することを徹底すると共に、申立人が正式な裁判所の命令を得るまで請求したユーザー情報にアクセスできないよう確保すべきである、ユーザー情報は裁判所の中にとどめておくべきであると考えます。

最後に、裁判所、及びまたは政府は、プラットフォームが情報を開示した後、申立人が開示された情報をどのように利用するかを監督し、二次的被害や権利侵害のリスクを最小限に抑えるべきであると考えます。このような保護措置が講じられることにより、嫌がらせ目的の事案や手続の濫用の可能性が減少し、その結果としてプラットフォームは真正で価値ある事案をより迅速かつ効率的に処理することが可能になります。

最後に、継続的な連携へのコミットメントというところですが、Xは日本当局との関係を重視し、安全なデジタルエコシステムを維持するための連携にコミットし続けます。必要に応じ、さらなる協議または詳細な情報提供を行わせていただく所存です。X社は法の下の全ての権利を尊重します。

以上になります。ご清聴誠にありがとうございました。

【曾我部主査】

平津先生、どうもありがとうございます。ではただいまのご説明につきまして、ご質問や

ご意見多々あるかと思いますが、承っていききたいと思います。いつもの通り挙手機能、またはチャットでご発言希望をお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

ご説明いただいた件で、いくつか質問させていただければと思います。

まず、仮処分による開示では十分な審査がされていないという件なのですが、実際に例えば相手方の側で、起訴命令で本訴を要求するということをされたことがあるのかなのかを1点伺いたいです。

あと、日本国外に居住する外国のデータ保護法の適用を受ける可能性のあるユーザーの情報について、これに対しては今どのように対応されているのかというのを伺えればと思います。その2点お願いします。

【X社 平津氏】

まず1点目、起訴命令に関するご質問をいただきました。起訴命令をしたことがあるかというご質問ですが、それはあります。私が担当させていただいた中でも複数回あります。仮処分での審理について、これではちょっと審理が足りない、本案訴訟による慎重なご判断をいただきたいと考える場合には、起訴命令を申し立てることはあります。

それから2点目、外国のデータ法制との関係ですが、これは日本の法律との衝突というところで問題になることがあります。私も全ての案件についてX社からご相談を受けているわけではないですが、基本的には日本の裁判所が発せられた命令には従うという対応をしているはずです。私の経験からもそのように言えると思います。

【上沼構成員】

ありがとうございます。

【曾我部主査】

では、清水構成員お願いします。

【清水構成員】

弁護士の清水です。

いくつか質問があるのですが、まず、2025年に2000件あったということなのですが、これは基本全部仮処分ということでしょうか。発チ事件はどのくらいあるのでしょうか。

また、任意請求での対応はどのくらいしているのか、まずは教えていただきたいです。

それと、仮処分が形骸化している、また発チ事件でも立証の点が形骸化しているのではないかとご指摘があったかと思うのですが、仮処分を使っているのは、ログの開示が遅く、強制執行が現実的に必要であるという事情があるからですが、ログ調査が早く進むのであれば発チ事件を用いて、疎明ではなく立証を要求するという形を取れるわけで、ログ調査を早く対応いただくことは難しいのかについて伺いたいです。

加えて、情報が不足していて投稿が特定できないというご指摘があったかと思うのですが、これは逆に、何があれば特定ができるのかというところは明らかにしておいていただ

ると、開示請求する上では助かると思っています。その関連で、裁判所の決定を見ただけでは投稿の特定ができないという話もありましたが、これは現状、東京地裁の保全部ではほとんどの事案では決定に URL と投稿日時しか書かれていないということを指しているのかなと思うのですが、これはこういった内容が入っているのが望ましいということなのか教えていただきたいと考えております。

【X 社 平津氏】

まずは件数ですが、2000 件と申し上げたのは全て開示の事案ですが、本案訴訟はほとんどないと申し上げました。したがって、仮処分の開示申立て、それから発チ事件、この合計が約 2000 件ということになります。内訳は半々ということではないと思います。私の印象ですと、仮処分の方が発チ事件よりもやや多いかなという印象を持っています。

任意請求について、こちらは外部弁護士としてはなかなか私の目に入らないところが多いのですが、ガイドラインにもありますけれども、任意でこれは開示相当だと判断できる場合というのはなかなか少ないのだろうと思います。その関係で申し上げますと、任意に開示をするという事案は非常に少なからうと思っています。

それから、決定に十分な情報が記載をされていないという関係でのご質問でしたでしょうか。審理の過程であるポスト、投稿記事について権利侵害の成否を議論して、裁判所が権利侵害ありということ判断して決定を発令される。こういう流れで来るわけですが、URL と投稿日時だけという場合には、どの証拠と対応しているのかよく分からない場合があります。仮処分において特に顕著だと思いますが、疎甲第何号証という証拠の方も必ずしもきちんと整理をされているわけではなく、例えばこのポストは甲の何号証だったかなといった場合に、甲の 1 号でも 3 号でも同じような証拠が出ているといった場合に、どれだったかなということがあります。その証拠との対応関係を見なければならぬような場合が非常に多々ございます。もちろん手続に直接関与している弁護士はすぐに分かるという場合もあるのですが、決定をいただいた後の処理というのは必ずしも弁護士がやるものではありませんので、そういう手続に直接関与していない者がこの作業を処理するといった場合においては、その辺りがネックになる場合があるということです。

清水先生がおっしゃいましたところ、必ずしも目録に URL と投稿日時だけが書いてあるという例が多いという印象では私は必ずしもなく、投稿内容を逐一スクリーンショットして貼っていただくような事案も多々あります。投稿が多いと決定のページ数が嵩むという問題もちろんあるわけですが、決定を見る立場からすると、投稿日時・URL だけではなくて、投稿内容も記載をしていただくのは助かる場合も多いと感じているところです。

【清水構成員】

ありがとうございます。もう 1 点、発チ事件が増えればまた事情は違うのではないかといい点、その辺りはどうでしょうか。

【X 社 平津氏】

今おっしゃったところは 1 つのある重要な前提に基づいたご質問だと思います。つまり、

仮処分は一応の疎明で足りる、それに対して発チ事件は立証を要する、こういう前提でご質問いただいたと思います。ただ現状は、仮処分と発チ事件を同時に申立てをされて、同時に処理していく場合も多いと思います。そういう事案において裁判所がどちらの基準を用いて判断をしているかというところは、もしかすると議論があり得るところかもしれませんが、私どもの印象としては、仮処分に近いような形で審理判断がされている例が非常に多いのではないかと考えています。

つまり、仮処分の事案と発チ事件が同時に審理される場合は事実上仮処分に近い形で審理がされているのではないかと感じる人が多いです。そうだとすると、清水先生のおっしゃるように、発チ一本であればまた事情は違うのではないかというご指摘はもしかするとあり得るかもしれませんが、同じ裁判官、東京地裁民事第9部の裁判官が判断をされるに当たって、仮処分事件と発チ事件を綺麗に区別して、これは仮処分事件だから少し立証、疎明の基準のハードルを低くしてもいいか、これは発チ事件だからしっかりとハードルを厳しく検討しなければならないなと感じておられるか。このような頭の切り替えが本当にあり得るのかというと、私は少々疑問でして、やはり事実上、仮処分に近づけた形で審理がされることが多いのではないかと感じているところです。

【清水構成員】

ありがとうございます。

【曾我部主査】

では今村構成員、お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。ご説明ありがとうございます。

まず一般論として、令和3年に創設された裁判手続のうち提供命令に対する対応状況がどうなのかというところは、もし可能であれば教えていただきたいのが1点です。

もう1点ありまして、先ほどのご説明だと司法審査を経ることなく開示が求められていることが、プライバシー侵害や二次被害に繋がるのではないかというご趣旨だったと思うのですが、実際に開示された個人の方から、開示をしたことに関して、逆に御社が訴訟されるケースがどれほどあるのかなのか、あり得るとしたらどれぐらいの数なのかというところが、もしご存知であれば教えていただければと思います。

【X社 平津氏】

まず1点目ですが、提供命令は私が外部弁護士としてX社からご依頼をいただく事件としては、数があまり多くないというのが実情です。それには色んな理由があるのですが、提供命令という形ではなくて開示命令の処理を先行していただくということで、対応される例が、申立人側を代理しておられる先生方からすると多いのではないかと思います。手元に申立書が裁判所から届いた際に、当初は提供命令の申立があったけれども、取り下げられたということで期日が指定をされて、これは開示命令の審理をしますということで呼出状をいただくような例も大変多いです。提供命令についてはそのようなことが言えるかと

思います。

それからもう一つのご質問はプライバシー侵害のお話、発信者情報が開示をされた発信者から何らかのクレームがあったことがあるかということですが、訴訟手続あるいは何らかの法的請求ということでいうと、私が知る限り、私も20年近くこの手の事件をやらせていただいておりますが、ほとんどなく、片手で数えるほどもないというのが正直な印象ではあります。この関係ですと、私が直接経験したものではないですけれども、むしろそういった発信者情報開示請求をされた方に、開示がされた後に不当な開示請求の方法であったということでトラブルになる、場合によっては発信者から損害賠償請求の訴訟が提起されるだとか、そういう事案は過去に報道されていたこともあると思います。プラットフォーマーというよりはそちらの方（発信者情報開示請求をされた方）にクレームがあることの方が多いのではないかと感じているところです。

【今村構成員】

ありがとうございました。大変参考になりました。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

1点だけ伺いたいのですが、ユーザーのプライバシーというお話の関係で、実際に発信者に対して意見照会をどのようにされているのかということと、それがどの程度実際に裁判所に資料として出ているのかというのを伺えればと思いました。以上です。

【X社 平津氏】

意見照会は、これはX社だけではないとは思いますが、海外の会社はこういった形で投稿者、発信者、我々の立場からするとアカウントの保有者ということになりましょうか、に対して連絡を取るということはほとんどないというのが実情であろうと思います。その理由は色々あるのですが、実際に返事が返ってくることがほとんどないというのは、実務を担当しておられる裁判官の座談会だとか論文でも多々指摘をされているところでして、意見照会をしてその結果何らかの反論が寄せられて、それが裁判手続の中に一方当事者の反論として考慮に入れられるというのは、現実にはなかなか数としては少ないのであろうと思っております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤でございます。平津先生、本日は貴重なご説明ありがとうございました。私からは2点質問させていただきます。

1点目として、裁判所の判断についてです。決定が出てても具体的にどういう理由で開示を命じるのかよく分からないというご指摘がありまして、実際に仮処分であれば認容の場合には実務的に具体的な理由が書いていなかったり、また発着事件でも最近では具体的な理由が

書いてないケースが多いというのが実情かと思います。お伺いしたいのは、仮に裁判所の判断がある程度具体的に書いてあると、その後の開示の対応が早くなるのがどの程度期待できるのか、もしくはあくまでも副次的な事情に過ぎないのかというところがまず1点目です。

2点目は、Xの代理人を務めてらっしゃいますが、そのようなお立場または海外プロバイダの代理人のお立場として、現行の提供命令制度に関する課題、改善点みたいなものについてお感じになっていることがあればご教示いただければと思います。

【X社 平津氏】

1点目です。理由は本当に悩ましいところでして、裁判所は理由を書いているつもりなのだと思います。法令としては「理由の要旨」を書くということになっておりますが、債権者の主張を相当と認め、あるいは申立人の主張を相当と認め、これが理由の要旨を書いたものであると、そういう前提で裁判所は実務を回されているものと理解をしています。ただ、これは外国の会社さんには説明をしてもなかなかご理解いただけないところなのだと思います。「これが理由です、債権者の主張は相当と認められました」というのは、一体どの部分が相当と認められたのか分からないわけです。非常に分かりやすいのが、Aもあるよ、Bもあるよと選択的な主張がされる場合だと思います。あるいはAがダメならBという理由でも申立てをしますという予備的請求の場合であっても、裁判所としては「相当と認める」、これだけなのです。

そうすると北澤先生がおっしゃったように、どういう理由で裁判所は法的に権利侵害が成立し、発信者情報開示請求が成り立つと判断したのかが分からないわけです。そのこともありまして、実務的な工夫としては、我々は審尋期日の過程でできる限り詳細に裁判所の考えを、口頭でもいただけるように工夫をお願いをして、相互にこの辺りはどうお考えなのかと詳細に教えていただいたりとか、口頭のやり取りを通じて裁判所から可能な限り詳細な考え方を聞き出すことができるように、そしてそれを依頼者に報告できるように心がけているところでもあります。一定程度そういった試みや努力で、ある程度カバーができているところはあるのだとは思いますが、そうは言っても、頂いた決定書の中では「主張を相当と認め」としか書かれていない。これはやはり1つのネックではあります。

先ほどの目録の話にもありましたが、直接手続を対応させていただく弁護士としては、それは分かるのだがというところではありますが、必ずしも同じ者がその後の開示の対応をするわけではありません。なるべく可能であれば、理由は簡単であっても書いていただく。書いていただくのが難しいようでしたら、口頭ですとか事実上のメモ、あるいは最近ですとWebの期日というものがありますので、Teamsのチャット機能とかそういうところで、裁判所なりの考え方を適切な形で共有をしていただくということは重要であろうと思っております。

私としては、この点に関しては、裁判官は非常にこの辺り配慮していただいている、両当事者に自分なりの判断を、内容を分かっていたくための努力は非常にされているなとい

う印象ではあります。

2点目のご質問の提供命令制度の課題についてです。そもそも立法の過程でも十分に議論されていたところだと思いますが、発信者情報開示請求というのは行政が開示を命じるというのではなくて、あくまでも私人間の権利義務関係の問題である、すなわち請求者がプロバイダに対して、開示をしろという債権を有するのだと、こういう建付けを取っているわけですが、それがゆえに裁判手続の当事者として法廷に出頭することを求められることになるわけですが、このような法律の構成からすると、プロバイダとしては、やはりこれは裁判手続の当事者として十分な反論の機会が与えられなければいけないと思います。X社だけではないですが、そのようにお考えの外国会社さんが多いのではないかと私は思っています。

その観点から見たときに提供命令というのは、まず裁判所から申立書、呼出状が届いた時におまけのように付いているのです。願わくば、まず提供命令の申立てがありました、こういう理由ですという申立ての事実を知らされて、その後に裁判所として、この申立ては相当であると認めて提供命令を発しましたというプロセスであればまだ分かるのですが、ある日、申立書と同時に、もう提供命令も出ていますということで提供命令の決定が届くわけです。これは当事者としても非常に違和感があるところです。我々の言い分を全く聞かずにこういう決定を出すということについては、非常に疑問に思うところではあります。無審尋で仮処分決定を出しているのに近いのではないかという気がします。課題として一番大きなところで感じるのはそういうことです。

先ほど申し上げたところは実質的なところですが、形式的な記載ぶり、目録の記載に関して言うと、提供命令は、債務者相手方の関与がない分だけ、より問題が多いことが、私は事案としては多いと感じています。例えばですが、ログイン時 IP アドレスを用いてアクセスプロバイダを特定して、そのアクセスプロバイダの名前を申立人に連絡することが求められるわけですが、私が過去に経験をした提供命令の決定の中には、投稿日時がそもそも特定をされていない、申立人が手書きで書いた投稿日時、何月何日までしか書いていない、そういう目録を受けて、この投稿日時に時間的に最も近接したログイン時の IP アドレスを用いて特定されたアクセスプロバイダの名称等を連絡せよと、こういう命令が来るわけですが、そういった形のものにはやはり従うことができません。不服申立てを通じて是正をすべきであると、理屈としてはそうなるのかもしれませんが、不服申立期間も1週間と非常に限られておりまして、現実にはそういうものを是正するのは困難である場合が多かろうと思います。東京地裁民事第9部の実務に関連するところかもしれませんが、いわゆる訴状審査に相当するものとしての申立書の審査、これは非常にリソースが限られた中で裁判所も懸命にやられているのは理解できると思いますが、やはり両当事者のやり取り、議論の応酬を通じて出来上がるところの仮処分決定あるいは発信者情報開示命令の決定と比べると、提供命令というのは一方の言い分しか聞いていないわけです。そういったことも関係して、目録の形式的な記載ぶりについても問題がある場合が、仮処分決定、発着事件の決定と比較して

も多いのではないかという印象は持っています。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。更なるご質問もあろうかと思うのですが、時間が超過しておりますので、大変申し訳ありませんが、X社へのヒアリングはこれまでにさせていただきます。

本日、ご対応いただきまして誠にありがとうございました。また、追加で書面でご質問させていただくこともあろうかと思いますので、その際はよろしくお願いいたします。構成員の皆様もしご質問がありましたら、事務局の方までお知らせいただければと思います。どうもありがとうございました。

【X社 平津氏】

どうもありがとうございました。

【曾我部主査】

では、X社の方々のご退出いただければと存じます。

【曾我部主査】

先ほどまで X 社からのヒアリングを非公開で実施しておりましたが、この先は公開で議事を進めてまいります。改めまして、事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

【大内補佐】

事務局でございます。事務局から改めて連絡事項を申し上げます。本日の会議はすでに行われました部分を除き、ただいまから公開とさせていただきます。なお非公開部分につきましても後日議事録を公開させていただく予定でございます。

次に Web 会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会議の傍聴につきましては Web 会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。また本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

はい、ありがとうございます。では議事を再開いたします。議事の（２）でありまして、清水構成員からご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【清水構成員】

弁護士の清水です。私からは発信者情報開示の現状ということで、現状どうなっているかということをご説明させていただければと思います。

2 ページをお願いします。迅速化についてということですが、令和 3 年改正によって、相対的に開示に至るまでのスピードは上がったと認識しております。具体的には、以前は 6 ヶ月から 10 ヶ月程度、最終的に特定できるまでにかかっていたかと思います。遅いと 1 年ぐらいかかるということもありました。しかし、改正によって、幅はあるものの 4 ヶ月から 6 ヶ月程度の間に特定できることが多くなったのではないかと感じております。その理由としては、通常の訴訟を要せず発信者情報開示命令事件を中心として、氏名住所等の開示ができるようになったことが 1 番大きいのではないかと思います。あとは提供命令によって、1 段階目の CP との紛争が相対的に迅速化されたということも指摘できるかと思います。提供命令ができたというのは 1 つ大きな理由ではあるのですが、提供命令に対応する先ばかりがあるわけではないということが 1 つ課題となっていると思います。

3 ページをお願いします。提供命令に対する対応なのですが、大手の国内事業者については、比較的迅速に対応してくれているという印象があります。2 週間から 1 ヶ月程度の間に概ね対応してくれていると思います。国内中小事業者については、対応が分かれておりまして、すぐ対応してくれているところがある一方、全く対応しないところというのがあります。対応しないところの典型例としては、掲示板サービスが挙げられます。その他、任意に開示してくるところというのがあります。提供命令は AP を教えてくれるという手続ではあるのですが、その AP の情報ではなくて、実際の IP アドレスなどの情報を開示してくるところがあるということです。

国外事業者の場合、提供命令に応じてくれるところと応じてくれないところがあります。ただ応じてくれるところでも、対応するまでの時間としてはかかるところがかなり多いという印象でして、期間としては概ね1ヶ月から2ヶ月程度と思います。

4ページをお願いします。私に対応した案件で実際、提供命令が発令されてからこちらにアクセスプロバイダの情報が提供される前にどれぐらいかかったかということを集計しました。国外事業者Aについては、早い時は1ヶ月程度なのですが、2025年半ば以降ぐらいから対応がやや遅くなってきている印象を持っております。近時は2、3ヶ月程度を待たされるという例もいくつかあります。

5ページをお願いします。国外事業者Bですが、この事業者は概ね1ヶ月から1.5ヶ月程度で対応してくれるという印象です。そこまで対応は遅くはないですが、遅い時は2、3ヶ月かかるということはありません。

次に、国外事業者Cですが、この事業者に関しては、私は対応した実績がございません。なぜしていないのかということなのですが、私以外の弁護士、裁判所を含め、提供命令に対してなかなかスピーディーに対応してもらえないということが周知の事実となっているためです。提供命令申立てをして提供命令が発令されると、提供がされるまで審理が全て止まってしまいます。ログの調査に長期間を要する結果、提供命令での対応をしてしまうと審理が進まないことになってしまい、発信者情報の開示に至るまでに余計時間がかかってしまうという問題が生じます。そのため、あえて提供命令を用いる対応を取る方がなかなかないという状況になっております。この事業者については、開示命令における保有確認さえ審理中には保有確認中ですという回答をされ、決定の発令後、間接強制などを経て初めてログの調査、つまりログの保有確認が行われるというような状況になっておりますので、非常に対応が遅いという印象を持っています。

7ページをお願いします。引き続き国外事業者Cです。具体的にどのような手続を取っているかということなのですが、発信者情報開示命令事件ではなく、仮処分での開示請求を行うというのがデファクトスタンダードになっています。これは、先ほども申し上げましたが、対応が遅いため保有確認を待って発令とすると、手続が遅延してしまうため、実務上は不保有不執行上申というものを提出することで、決定を発令してもらうという形にしております。決定が発令されたら、その後直ちに間接強制の申立てを行うことになります。国外事業者Cは、間接強制申立てをすると裁判所から意見照会が届くことになるため、その意見照会が届いた後、またはその後間接強制の発令後、強制金が発生する前に開示するというのがほとんどの例になっていると思います。

なぜ、発信者情報開示命令事件を用いるのではなく、仮処分を用いているかというと、仮処分の場合は、そもそも確定という手続がなく、発令後に強制執行ができるという扱いになっているので、時間的に早く行うことができるので、ログの保存期間との関係でこれを使っていることとなります。発信者情報開示命令事件の場合には確定まで1ヶ月とされていますので、その分を早く進めたいというのが実務的な要望からあり、仮処分を用いています。

8 ページをお願いします。提供命令の課題・問題点なのですが、提供命令自体に強制力がないという点が指摘できるかと思います。正確にはログの保有を相手が事前に立証できていれば執行できるということになっていますが、そもそも相手がログを保存、保有しているかどうか分かりませんので、現実的には強制することができないということになります。強制力がない関係で、対応までに時間がかけられすぎてしまうと、アクセスプロバイダのログ保存期間内に開示請求することができないという事態が生じ得ることになり、結果として特定できないという場合が生じ得ることになります。これに対する改善案としては、例えばですが、少なくとも大規模プラットフォーム事業者については、対応するまでの期間を制限するであるとか、不誠実な対応については罰則を設けるなどが考えられるかと思います。

ほかに、アクセスプロバイダのログ保存期間がそもそも長ければ、多少時間かかっても特定できるということにはなるので、その保存期間を長くしてもらうというのも1つの手かなとは思いますが。

加えて、提供命令で提供される情報だけではログの特定ができない場合があるということが指摘できます。接続先 IP アドレス、接続元ポート番号といった情報を要求されることが比較的増えているのですが、これらの情報が保存されていないという場合はかなり多いという印象があります。他方で、何の情報を保存していなければならないということも決められているわけではないので、結果として特定ができないということが生じております。さらに言えば、どの業者が何の情報を保存しているのかということも請求者側は分からないので、そのアクセスプロバイダもどの情報があれば特定できるということも必ずしも明らかになっているわけではないので、その辺りで難しさがあると感じております。

また、第2事件となるアクセスプロバイダが中小プロバイダの場合にも課題があります。提供命令という制度自体を認識しておらず対応がされない、または対応が遅延する場合があります。これは手続がこういうものですよと周知してもらえないと思うのですが、裁判所から説明文書を送ってもらうとかそういった連携した対応が必要になるのかなと思っております。

9 ページをお願いします。プロバイダの多層化という問題があります。プロバイダが多層化している例というのは比較的最近増えていると思います。ここに挙げているとおり、ジェイコムから地域会社、ドコモビジネスからドコモ、JPIX から GMO インターネット、KDDI からソニーネットワークコミュニケーションズといったものが代表例ではありますが、さらにこれより下位の AP が存在する場合も見られます。MVNO も増えておりますので、プロバイダが多層化しているという状況が生じております。多層化している可能性を考慮して、AP に対しても常に提供命令を申し立てておかないと、ログの保存期間内に最終的な契約者を持っているプロバイダまで辿り着かない場合が生じてしまうということになります。他方で、多層化している場合、提供命令への対応にやはり時間がかかってしまうので、手続を進めている間に最終的な契約者情報を持っているプロバイダのログ保存期間が過ぎてしまつて特定できない場合も生じております。

他方で、かなり時間かかったものの特定できるという場合も存在しております。どこでそういう違いを生じているのか、単にログの保存期間が長いのか、それ以外で特定できる場合があるのかというのを、私としては知りたいと思っております。

10 ページをお願いいたします。代表的 AP の提供命令の対応状況ということなのですが、私の方で対応したことがあるところで代表的なところをまとめてみたものです。大体1ヶ月以内ぐらいには対応しているという印象があります。ただこの回答結果には、不保有とか下位のプロバイダはありませんと回答してくる場合も含まれており、そういう場合は回答が早くなるので、その結果平均の通知日数というのが短くなるというところは生じているものになります。

11 ページをお願いします。国内事業者 C の提供命令への対応というところなのですが、国内事業者 C は、どの IP アドレス、タイムスタンプ等から通信を特定したかが決定上明らかになっていない限り、開示を行わないというスタンスを取っております。そのため、提供命令に基づく手続を進めても開示がされないということになっています。

提供命令で AP が国内事業者 C であるということが明らかになった場合は、次のような対応を取るようになります。まず、CP への開示命令を先行して開示の決定を得ます。開示された情報を基に、投稿記事や発信者情報目録を訂正し、開示結果と共に目録を裁判所に提出して、どの IP アドレス、タイムスタンプから通信が特定できたのかを決定上に記載できるようにするという形で進める必要があります。したがって、国内事業者 C は提供命令に現実的には従っていない事業者ということになると思います。この問題点としては、IP アドレスとかタイムスタンプを提供して初めてログの調査を開始するので、その時点ではすでにログの保存期間が過ぎている可能性が非常に高くなってしまうという点が、非常に問題と思っております。

12 ページをお願いします。提供命令に対応した CP、AP の扱いなのですが、CP が提供命令に基づいて AP に対して履行した場合、更に下位 AP が存在し下位 AP に履行した場合、CP や上位 AP への開示命令というのは裁判所から取下げを求められる例というのがかなり多いのですが、この取下げをしないのかという点が疑問に思っています。なぜ疑問なのかということなのですが、裁判所も取下げは推奨するのですが、下位 AP の中には、取り下げた場合は提供命令の効力もなくなるとした上で開示に応じないところが存在します。そのため、既に発令された提供命令及びその履行の効果をどのように考えるべきかということで、この点に関しては法律上の定めがないので、これを明らかにしておかないと、取下げについてはややリスクがあるということになりかねないと思っております。

13 ページをお願いします。発信者情報の「保有」というのは開示請求者側に主張立証責任があるとされています。ただ、相手が保有しているかどうかというのを立証することができませんので、実務上は開示関係役務提供者側が調査し、適切に認否をすることで認定されていることになっております。しかし、保有調査に非協力的な事業者もありますし、調査に長期間かかる事業者も少なくないという印象があります。そのため、この点は何かしら立法

的解決を考えてもいいのではないかと考えております。例えば、保有を推認して発令するか、調査・回答義務を設ける、回答までの期間制限を設けるなどが考えられるかと思います。

あと、少し違う話ですけども、事実状態としての不保有と法律要件として保有に該当しない場合の区別がされない例が稀に見られるという問題が生じております。逐条解説では、情報として保有していても抽出のために過大な費用を要するケースや、体系的保管でないため、存在の確認ができない場合は保有していないという扱いになると説明されていますが、この回答はあくまで事実状態として保有しているのかどうかということを認否対象として欲しいと思っていますが、必ずしもそのような認否になっていないケースが見られるところです。そのため、そのあたりをきちんと整理していただきたいと考えております。

14 ページをお願いします。発信者情報開示請求は、特定電気通信による「情報の流通によって」権利侵害が発生している必要があるとされています。その情報の流通自体によって権利侵害が生じているものが開示対象であるとなっているわけなのですが、第1回に曾我部先生がご指摘されていた点でもあるのですが、チケット転売の場合に開示請求が認められているという例が報道されております。どういう理由で開示が認められているかというところについて、決定例や判決を直接確認できているわけではないので、不正確なところはあるのかもしれないのですが、本来は入場資格のない人物がイベントに不正に入場することにより、その体制を乱して入場する行為自体が犯罪に当たる違法行為であるということが理由にされている様子が見て取れます。この理由で認められているとすると、情報の流通の結果として得られたチケットを利用することに関する問題であるため、情報の流通自体によって生じているものではないと整理するべきではないかと考えております。そのため、これは開示が本来認められるべきではないということになるのかと思うのですが、他方で実際こういった用途のために開示請求を使いたいという要望は一定数存在しております。そういうものに対する開示請求を認めるかどうかというところは、一度議論をする必要があるのではないかと考えております。

15 ページをお願いします。一般的に損害賠償請求等の目的があることが「正当な理由」とされて、これが開示請求の要件の1つとなっております。逐条解説の116ページでは、刑事責任の追及は「正当な理由」には該当しないとされております。理由としては、被告訴人・被告発人の氏名・住所が不詳でも告訴・告発は可能であるためとされています。確かに理論上は正しいのですが、実務上は、インターネット上の名誉毀損の告訴に際しては、被告訴人を特定することが求められることが非常に多いです。そのため、告訴等のために発信者情報開示を行いたいという要望は一定程度存在しておりまして、この逐条解説の解説というのは少々改める必要があるのではないかと考えております。

16 ページをお願いします。意見照会は法律で定められているわけなのですが、少なくとも国外事業者においてはやっていないところが多いと思います。国外事業者AやCは意見照会を行っていないという認識ですが、最近を行っているのではないかと想定される例もあるようですが、正確なところは分からないのでそのあたりは確認する必要があると思っ

ております。意見照会を行うことで、発信者による自主解決の可能性があるので、少なくとも大規模プラットフォーム事業者については、これを義務とすべきではないかと思います。現状でも義務となっているわけですが、義務を果たすサンクションを入れるべきではないかと思っております。

次に、これとは無関係な話ですが、意見照会について、どの段階でされているのか分からず、裁判であることが分かるとしても事件番号が分からない結果、記録の閲覧謄写ができないといった問題が生じています。意見照会でどの事件についてこの開示がされているのかということが分かれば、氏名秘匿手続を用いて発信者側に利害関係参加をするという余地もありますが、そういう余地が現状だと潰されているということになっております。

加えて、申立ての途中で権利侵害の理由が変わる場合に、意見照会をされていないのが通常かと思うのですが、発信者側としては反論の機会が失われているということになり得るので、このあたりをどう考えるのかということも1つの課題かと思っております。

17 ページをお願いします。これはあくまで参考として指摘するのですが、電話番号が開示された場合、弁護士会照会によって電話会社に対する契約者情報の照会を行うことが通常になっております。しかし、個人で開示請求を行って電話番号の開示を受けた場合、以後自分で調査する方法がありません。そのため、電話会社も開示関係役務提供者になるような改正が必要なのではないかと考えております。

また、発信者情報開示によって得られた情報は通信の秘密と無関係なものとして、回答を得られるのが通常なのですが、国内事業者 H については、「プライバシー保護の観点から」として回答を拒否するという扱いになっております。これですと開示制度を無意味にするものですので、このあたりの対応については何かしらガイドラインで定める必要があるのかなと思っております。

18 ページをお願いします。消去禁止命令なのですが、CP に対して申し立てることは通常あまりないと思います。AP に対しても申し立てることも実はあまりないというのが現状になっております。消去禁止命令の発令は発信者情報の保有が前提となっているため、裁判所が事前に照会を行っております。照会の結果、ログを保有している場合、任意に保存すると言ってくることが多い結果、消去禁止命令を申し立てなくてもいいか、というのが実務における通常感覚ではないかと思います。ただこれは消去禁止命令の制度が不要かという話につながるわけではなく、制度として存在することによって任意に保全をされているという側面があると思いますので、制度としては維持しておく必要があると考えています。

19 ページをお願いします。開示請求に対して手数料を課す動きが最近ありますので一応ご報告です。国内掲示板サイト A では、1 レスあたり 3 万 3000 円の費用を取りますとアナウンスされております。国内掲示板サイト B では、1 件 5000 円とされています。ただし、最低金額 1 万円とされています。アクセスプロバイダでも規約で発信者に対して費用請求することが明記されているケースが見て取れます。権利侵害の明白性の有無と無関係に開示される懸念がある、費用を出せば開示しますよという対応になっている懸念があります。

また、サイト側が IP アドレスの販売を事業にするという懸念があるので、この動きはどうかということを検討した方がいいのかなと思います。加えて、特定の弁護士に依頼しないと開示しない CP というのも存在しておりまして、同じような懸念があると考えております。

私からは以上になります。

【曾我部主査】

清水先生、改正の提案も含む包括的なご説明をいただきましてありがとうございます。

では、質疑に入りたいと思いますが、大変恐縮なのですが時間が押しておりまして、十分な時間が取ることができず、10 分弱ぐらいになってしまいますけれども、質疑の時間したいと思います。なお資料のうち構成員限りという部分がありましたが、こちらについてはご言及されないようお願いをいたします。

チャットにてご発言をお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。では上沼構成員お願いします。

【上沼構成員】

1 点だけなのですが、意見照会に関して、意見照会で出てきた発信者側の事情を裁判所では参考にしていないのではないかというご意見もあるようなのですが、清水先生が実際に実務されているなかでそのあたりはいかがなもののでしょうか、伺えればと思います。

【清水構成員】

意見照会の結果が出てくる場合は、要は有効な反論となっているケースと、ただお気持ちが表示されているケースがありまして、お気持ちが表示されているだけのようなケースだとほぼ参考にされないわけですが、要件事実に関して適切な反論がされているケースですと、参考にされているという認識です。

【上沼構成員】

ありがとうございます。お気持ちも裁判所に出てくるんですね。わかりました。

【曾我部主査】

では北澤構成員お願いします。

【北澤構成員】

北澤でございます。私の方からは 8 ページのところ、提供命令自体に強制力がないというところなのですが、ここで改善案として不誠実な対応については罰則を設けるとか、期間を制限するというのがあって、時間がかかるということも色々事情があって、時間がかからざるを得ないというケースがあります。一方で、ここでいう「不誠実」というのは、具体的にどのような事案が不誠実と清水先生は感じられるのか、可能な範囲でご教示いただければと思います。

【清水構成員】

対応までには時間がかかるわけですが、どういう理由で時間がかかっているのかというのは開示請求している側には分からないという問題があります。1 ヶ月程度であれば、他の

事業者もそれぐらいですので理解はするということなのですが、開示請求している件数が1件だけなのに、2ヶ月、3ヶ月とかかるとなれば、なぜそれだけかかるのかと思うところであり、そういうものについては不誠実な対応と推定できるのではないかと思うところでは。あとは、進捗状況の報告がない、という場合を考えております。

【北澤構成員】

ありがとうございました。

【曾我部主査】

はい。その他いかがでしょうか。

特にないようでしたら、ひとまず次のご報告をいただいて、次の質疑の時間にもしあればいただくという形、あるいは、先ほど申し上げたように書面にて事務局経由でご質問いただくという形でも結構ですので、ひとまず次に進みたいと思います。清水先生、どうもありがとうございました。

次が北澤構成員からご発表いただきます。では北澤先生お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤でございます。私の方からは「令和3年改正後の発信者情報開示制度の実務上の課題について」というタイトルで発表させていただきます。

お手元の資料2-3の2ページです。まず総論的な話なのですが、プロバイダの立場についてです。基本的にプロバイダというのは、侵害情報について第三者の立場であって、侵害者ではないという立場にあります。責任については皆様ご承知のとおり、請求者と発信者双方から責任を追及され得る立場で、更に刑事上の責任として、通信の秘密の侵害罪など様々な責任を負う立場にあります。

3つ目の四角です。非訟手続創設後、コンテンツプロバイダ（CP）とアクセスプロバイダ（AP）、共に非常に件数が増えております。これによってコストやリソースの問題が生じているということになります。CPとAPで基本的に手続に対するスタンスが異なっておりまして、これがどう異なるかというのが3ページです。

まずCPの傾向、もちろん色々な会社がいらっしゃるのですが、一般的に大まかな傾向を申し上げますと、基本的に侵害情報かどうか積極的に争う傾向にあります。

理由はここに書かせていただきましたけれども、1点目として、基本的に自社サービスの情報が問題となっている。さらにそのサービスのユーザーを保護するという視点があります。2点目として、適切な表現の自由を確保すべきとする意識もございます。あとは3点目として、事業者ですので、利用者が増えれば増えるほどサービスのクオリティというのが向上するわけです。こういった色々な事情があって積極的に争う傾向にあるということになります。

一方でAPの傾向です。APについては、もちろん応訴義務に基づいて主張反論は行いますが、CPと比べるとCPほど積極的には争わない傾向にあります。こちら理由を書かせていただいております。令和3年改正前からそうなのですが、どうしてもAPの立場からする

と、「手続に巻き込まれている」感が非常に強いのです。あとは表現の自由に対する意識についても、CP と基本的には変わらないのですが、どうしても件数が非常に多いという関係でコストの問題があって、CP と同等以上に争うというケースは、なかなか見受けられないという実情がございます。

次は4ページです。第2として、CP の手続保障の問題についてご説明します。まず1点目として、CP、AP 一体型手続（提供命令を経た非訟手続）において、CP の審理中に AP が先に発信者情報を開示した場合に CP の審理が終了してしまうという問題があります。どういう事例かというと2つ紹介しております。

まず事例1です。CP の手続中に AP の審理が先行して先に AP に開示を命じる決定が発令されるという事例とか、AP が任意に開示するという事例がございます。この場合、CP が権利侵害の明白性を争っていたとしても、AP が開示した以上、正当な理由の要件を欠くということで、裁判所から取下げを求められる事例が生じております。私が担当した事件でもこういう事例が起きております。CP が取下げに同意しないとどうなるかということ、裁判所の決定が出るのですが、正当な理由なしということを理由に却下されることになりますので、権利侵害の明白性の判断がされることなく却下決定が発令されることになります。

次に事例2です。こちらは請求者側が以下のような対応をすることで、CP の手続で、権利侵害の明白性の判断がされないまま発信者情報が開示される事例です。まず請求者の方で AP 側の手続で先行して発信者情報の開示を命じる決定を得ます。次に、CP 側の手続で今度は請求者自ら、「申し立てた時は正当な理由があったが、現在は正当な理由がなくなった」という主張立証を行います。これを踏まえ、裁判所がこれを認めて、正当な理由を欠くということで却下決定が出る。これによって CP 側の手続も終わってしまうという事例が発生しております。

5ページをお願いします。ご紹介した事例は、いずれの場合も CP の立場からすると権利侵害の明白性を争って審理している途中で、手続が事実上強制終了するような形になるわけです。事実上発信者の情報も開示されるという結果になります。特定の表現についてその CP が侵害情報かどうか争っている中で、司法判断されることなく発信者が特定されることになるわけです。CP としては、裁判所の判断を得ても結論が却下決定ですので、侵害情報の適法性について異議訴訟で判断を得ることができない問題があります。要は、本案訴訟で争う機会がないという問題があります。AP の方では審理がされて決定が出ているわけですが、冒頭申し上げましたように AP の方で CP と同等以上の主張をしてもらうことは困難な実情があります。CP 側は自社サービスの話なので、当然主張する材料を色々持っているわけですが、これを AP が主張しているとは限らないという問題もあります。

4つ目の四角です。担当裁判官によっては問題意識を理解してもらって、CP と AP の判断を同時に行うという対応をしてもらえることもあるのですが、制度的な担保がないので、CP の審理が強制終了する事例が複数発生しております。下線を引いているのですが、非訟手続が創設された際には本案訴訟で争う機会が担保されていることが前提だったはずで、その

ような機会が失われていることは憲法上も問題ではないかと思います。

このような問題に対して、例えば、CP、AP 一体型の手続については、同時に裁判所の決定が出るような制度設計を検討すべきではないか。また、AP が任意開示する時は CP の同意を要件とすることも検討すべきではないかと考えております。

最後に類似必要的共同訴訟についても指摘しているのですが、これについてはこの後ご説明いたします。

6 ページをお願いします。2 つ目の問題として、CP、AP 一体型手続において、認容、開示を命じる決定が出た場合で CP のみが異議訴訟を提起した場合に、AP からは発信者情報が開示されるため CP にとって異議訴訟を行う実益がないという問題です。

2 つ目の四角ですが、認容決定に対して CP のみが異議を提起した場合、その AP は異議を申し立てないで判断を受け入れるというケースがあります。先ほど申し上げたように、AP の方はどうしてもコストの問題があるので、どこまで争うかという問題が現実問題としてあります。この場合に AP の方の事件は確定しているわけですので、AP が開示して発信者は特定されるわけです。そのため、CP にとって異議を申し立てる実益が乏しいという問題が発生しております。下の黒ボツで書いているのですが、令和 3 年改正後に CP、AP 一体型の手続で私が CP の代理として関わった事件で異議を提起したものは現時点で 0 です。内容的に異議審で争う必要がある事案もあったのですが、すでに発信者の特定がされている中で、訴訟をする必要がどこまであるのかという問題がありまして、このように CP の異議制度が機能していないという問題があるということになります。

3 つ目の四角です。このような問題を解消すべく、CP、AP どちらか一方が異議を申し立てる場合には、他方の手続が確定しない制度にすべきではないかと思っております。現在の裁判所の実務ですと、CP、AP 一体型の併合事件は、通常共同訴訟として整理をされております。これを類似必要的共同訴訟と考えることはできないものかと思っております。ドラステックな解決策ではあるのですが、同じ表現について、CP の裁判 AP の裁判での結論というのは同じであるはずで、合一確定の必要性は間違いなくあると考えておりまして、こういったことも含めて制度設計について検討すべきではないかと思っております。

7 ページをお願いします。3 つ目、その他の問題として、時間の関係で触れることができないのですが、こういった課題もあるということを経験上で紹介させていただいております。

8 ページをお願いします。第 3 として、事業者の負担の問題をご紹介します。まず 1 つ目として、提供命令に対する即時抗告の問題です。どういうことかということ、実務上判断内容に誤りがある命令が発令されることが散見されております。どういう内容の間違いなのか、2 つ目の四角で典型例を 2 つ挙げております。1 点目が、ログイン情報を開示すべきではない事案なのにログイン情報を前提とした提供命令が発令されている例です。2 点目は、1 対 1 の通信、つまり特定電気通信が認められないケースなのにこれを認めて提供命令が出ている例です。提供命令決定に対する即時抗告期間は、先ほど平津先生からもご紹介いただい

たとおり、1週間となっております。

9 ページをお願いします。基本的にプロバイダとしては資料記載の各理由で誤った内容の提供命令決定を確定させることは避けたいというスタンスで、私が代理人を務めている事件ではそのように対応しております。2つ目の四角です。ほとんどの事案では提供命令について間違っている内容を申立人側に説明すると、理解していったん取り下げて提供命令の申立てをやり直してくれるのですが、何分抗告期間が1週間、5営業日しかないので、その期間内に行うのが現実的に不可能な状況です。そのため、確定を避けるために即時抗告をしているのが実情となっております。3つ目の四角に「執行力との関係」とあるのですが、提供命令の実効性の関係で執行力の話がよく出てくるところというのは承知しておりますが、提供命令がこういった制度かという、ある日突然裁判所から届いて、1週間で確定して、仮に強制執行となった場合には間接強制なので、1日10万円とか一括で100万円前後になるのも珍しくありません。そういった手続が日常的に大量に発生しているという状況というのは、事業者側からすると非常に負担になるのではないかと考えております。そのため、執行力を認めるのであれば、少なくとも抗告期間を延長するか、意見聴取をどこまで認めるかといったことも含めて、迅速性が要求されるので限度はありますが、検討すべきではないかと考えております。

10 ページをお願いします。2点目の問題として、P2P 事案の急増による事業者の負担についてです。前回の WG での事務局のご報告で、P2P 事案の件数が非常に多いということが明らかになっているわけですが、1件あたりのログの件数も非常に多いです。私に対応しているものを平均すると、大体請求1件あたりログ200件とか、多いのは300件近くというのもあります。東京地裁の知財部も、非常に多い件数が係属しておりまして、基本的に裁判所が定めた審理計画に基づいて審理されております。例外はありますが、保有確認結果を報告するまで概ね6ヶ月くらいの時間を取ってもらっているのが実情です。

なぜこれだけ時間かかるかと言うと、プロバイダの方でそれだけ件数が積み上がっているわけです。日々特定作業をしているのですが、順々に対応してお待ちいただいている状況となっております。事業者側に生じるコストもととても大きいです。誹謗中傷関連のリソースも逼迫しているというのがあります。そのため、こういったコストなどの問題を解決すべく、例えば P2P の開示請求について手数料の徴収を考えてもいいのではないかと考えております。

11 ページをお願いします。一方、検討すべき論点も非常に多いです。私が現時点で思いついた論点をずらっと並べてみましたが、その中でも重要と思われるのは、例えば3つ目の黒ポツです。人格権侵害の場合とどう区別するかという問題があります。先ほど清水先生のお話でもビジネス化しているのではないかという事案があつて、あれは適当ではないと私も考えておりますので、そういったものとどう区別するか。また、下から4つ目の黒ポツで、いくらにすればいいかという金額の問題があります。最後の黒ポツも、どう回収すべきかといった問題も重要で、色々検討すべき論点は多いと考えております。

12 ページをお願いします。現時点で私が考えているのは、まず1つ目の四角です。裁判上の請求に対しても手数料を徴収できる制度設計をすべきではないかと思っております。仮に裁判外であれば手数料を徴収できるという制度になっても、現状ほとんどの事件が最初から裁判上の請求がされるという実情があるので、今の状況とおそらく変わることはないだろうと思っております。2つ目の四角です。仮に手数料を徴収できるという制度になったとして、ではどう回収するかということで、仮に別途債権回収訴訟が必要となると、各当事者の負担が増えるだけで誰も得をしない結果となると思っております。そのため、3つ目の四角として、開示請求の要件事実として、手数料を納付している事実を含めるといった整理をすべきではないかと考えております。金額については、最後の四角です。例えば認可制度などで金額の正当性について整理をすることも検討してもいいのではないかと考えております。

13 ページをお願いします。3つ目の問題として、情報の特定や保有の有無の確認のミスの問題です。CP、AP は日常的に膨大な数のログの特定作業を行っています。基本的に社内の複数の部門を通じた作業になることも多いです。続いて3つ目の四角です。基本的にログの特定は人の手によって行われておりまして、必要な IP アドレス、タイムスタンプ、投稿者 ID をセットで記録しているケースというのは稀なわけです。そのため、色々なデータベースの情報を突合する作業が必要になります。続いて4つ目の四角として、完全に私の主観で書いてしまったのですが、膨大な作業を人力で、しかも迅速性が要求されつつ行っているため、一定の割合でミスが避けられないような状況になりつつあります。各社こうしたミスがないように、非常に慎重に慎重を重ねて確認をしています。長年私も開示の対応をしていますが、幸い私が担当した事件でログの保有のミスというのは経験していないのですが、何分非常にプレッシャーのかかる仕事で、間違ったら大変だということで、そういった負担がかかっている中で特定作業をしていただいている状況になります。ログの特定のミスがあった場合、ご承知のように請求者から損害賠償請求とか間接強制のリスクがあります。特に、保有していないのに保有していると認否してしまった場合、手続内で訂正できるかは不透明なわけです。保有していない情報について開示せよという判断が出た場合、この場合の間接強制のリスクは金額的にも大きいということになります。

14 ページです。こういった、ミスが皆無であることを前提とした制度設計がどうなのかというところは常日頃思っているところでして、果たして事業活動に伴うコストとして、バランスが取れているのかということが気になっています。さらに言うと、こうした慎重かつ厳重に膨大な数のログの特定作業をする必要があるという状況は、発信者情報の保有確認に時間を要する一因にもなっているということで、こうした特定作業の実情についてご報告させていただきました。

15 ページです。第4として発信者情報の取扱いについての問題です。まず発信者情報を公表する行為についての問題ですが、いわゆる晒し行為、発信者の氏名等の情報が公表される事例が実際に発生しております。資料で逐条解説の該当箇所を引用しておりますが、法律

上は基本的には目的外利用というのはダメだよと禁止する内容と理解しております。目的外の利用として具体的にどういう場合が例として挙げられるかという、2つ目の黒ポツの下の方で、発信者の情報をウェブページ等で掲載するということが挙げられており、このような行為が認められていないという説明をしております。

16 ページです。発信者情報を公表することの何が問題かと言うと、例えば特定の ID の発信者の氏名が公表されると、その ID による匿名表現は今後一切できなくなるわけです。一般の方でも長期間特定の匿名のアカウントを使っているケースもありますので、その影響は大きく問題です。そもそも、発信者に対する法的責任の追及のためになぜ発信者情報の公表が必要なかというところも疑問に思いますし問題と思っておりますので、このような行為を禁止すべく検討をすべきではないかと思っております。

続きまして 17 ページです。2つ目の問題として、開示された発信者情報が第三者に提供された場合の問題です。提供先の第三者による当該発信者情報の利用について、今規制がないわけです。2つ目の四角は、実際に起きた裁判例の事案を抽象化したものなのですが、開示請求をして発信者 C の氏名等の情報の開示を受けた A が第三者 B に発信者情報を提供し、B が当該発信者情報を利用して C に対して法的措置、つまり自身に対する名誉毀損を理由とする損害賠償請求を行うことを許容してよいのかという問題があります。

18 ページです。最後にまとめです。発信者情報開示制度が「被害者救済制度」と呼ばれることについてと書かせていただきました。発信者情報開示請求が誹謗中傷の被害者救済のために重要な手段であることは間違いありません。ただ一方で注意すべきなのは、請求者が被害者かどうかは権利侵害の明白性の審理をしてみないと分からないということにあります。実際に意見照会を通じて自身の投稿について開示請求、裁判になっていることを知ると、投稿内容が問題ないのに消してしまう事例は多い実情があります。あとは、制度ができてから特徴的だと思うのは、例えば SNS で対立している人に「開示するぞ」とかそういう威嚇する、警告するみたいな手段になっているというのが、多分皆さんもご覧になったことがあるのではないかと思います。これは最近お子さんも言っているらしくて、「開示だな」というのが、「ふざけて失敗したときやイヤなことを言われたとき」に使う言葉として小学生向けの流行ランキングにランクインしているという例を紹介しております。

最後に 19 ページです。1つ目の四角として認容率についてです。私が直近でカウントできたもの、合計ログ数 101 件中、認容件数が 37 件と、大体こういう認容率になっています。LINE ヤフーさんが情プラ法の透明性のレポートで統計を出してらっしゃいますけども、具体的な数のカウントのタイミングとか色々あるのかもしれないのですが、私の方での手計算だと大体認容率は 16.5%ですね。このように認容率は低いと言わざるを得ませんが、取下げとか却下された事案でも、意見照会を通じた萎縮効果のようなものがどうしても発生しているという点は無視できないと思っております。2つ目の四角のところで、これは言うまでもないことなのですが、今申し上げたような問題もあるため、被害者側の権利利益と発信者側、プロバイダも含めてそういった権利利益とのバランスを常に意識し、制度設計を検

討していくべきだと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

【曾我部主査】

はい、どうもありがとうございました。では質疑の時間としたいと思います。時間的には15分程度というふうにお考えいただければと思いますが、先ほどと同じようにご発言いただける方はチャットにてお知らせください。

では、まずは清水構成員、お願いいたします。

【清水構成員】

1点伺いたいのですが、5ページでCPの審理が強制終了するというケースがあるということなのですが、事例として何例ぐらいあるという認識なのでしょうか。私としてはあまりそういうケースを認識していなくて、どれぐらいあるのかなと知りたく思いました。

【北澤構成員】

具体的な数をどこまで公表していいかというのが了解を取れていないのですが、1件、2件ではないというレベルでお答えしたいと思います。

【清水構成員】

ありがとうございます。

【曾我部主査】

はい、よろしいでしょうかね。では次に、大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】

ありがとうございます。非常に丁寧にご説明いただきまして、特にCPの手續保障のあたりというのは、なかなかそういう実感がなかっただけに教えていただくことが多い内容だったと思います。権利侵害の明白性をCPが争っている間に開示が先行してしまった場合、CPとしてそれ以上主張ができなくなるのは、制度上も実務上もそうだとすることだと思うのですが、いったん開示がなされますので、その後の訴訟で今度は発信者に対する、その権利侵害の判断が最終的にどのようなになるのか、損害賠償請求などが認められるかどうかといった全体像を知りたいと思っているのですが、それについては教えていただけるのでしょうか。

【北澤構成員】

ありがとうございます。質問のご趣旨としては、開示請求者と発信者の裁判でどういう結論になっているのかという、そういう情報に関してどこまで把握しているかというご質問という理解でよろしいでしょうか。

【大谷構成員】

そうです。そのとおりです。

【北澤構成員】

ありがとうございます。結論から申し上げますと、把握していないのが実情です。CPからすると開示された発信者ご自身が実際に請求者からどういう法的措置を受けて、どうい

う解決をしたのかというところは、把握しているケースは多分少ないのではないかと考えております。

【大谷構成員】

なるほど、分かりました。そうすると、特にその発信者の訴訟に対して補助参加をすること、そのような関係で寄り添うということは、別に CP の側では選択されていないということと合っていますでしょうか。

【北澤構成員】

実際問題として補助参加してくれと言われた場合は考えるかもしれないのですが、そういった事例も私限りでは経験をしていなくて、実際に裁判になっているかどうかも把握できていない状況なので、そういう例は私の知る限りはないと理解しております。

【大谷構成員】

なるほど、分かりました。どうもありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

私も素人質問で大変申し訳ないのですが1点お伺いしたくて、先ほど清水構成員からのご報告にもありましたけど、ログの特定の関係なのですが、北澤先生からもあったように一定の作業負担が大きいということがあり、あと清水先生からあったのは、要するにどういう情報があれば特定できるのかよく分からないという問題もあるというご指摘がありました。このあたりの話というのは昔からずっと繰り返されている印象がありまして、このあたり実務上何らかの解決と言いますか、例えば何かテクノロジーを使って作業負担を軽減するというのはあるのでしょうか。すでに行っているけれども、もう限界に来ているということなのか、もう少し合理化の余地があるのかなのかということ、あとどういう情報があれば特定できるのかということについても、少なくとも主要な事業者の間では、情報共有的なことができればいいのかなと完全に素人として思ってしまうのですが、そのあたりについて何かご所見があれば教えていただけると幸いです。よろしくお願いします。

【北澤構成員】

ありがとうございます。おそらくご質問の趣旨としては2つにグルーピングできて、最初が、各プロバイダで特定のために、必要な情報をあらかじめどのように情報共有できるのか、そういう仕組みがないのかということ、2つ目は実際にそのログの特定について何か自動化なり合理化する余地があるのではないかなというようなご趣旨と理解しました。

1点目なのですが、各プロバイダ、特に AP によつては、かなり細かい色々な情報がないと特定できないというプロバイダがいると思うのですが、私はそこの代理をやっていないということもあって、私が担当している限りでは、そこまで問題になることが少ないのが実情です。ただ清水先生含めて請求者側の先生でも、例えば、ここのプロバイダはこういう情報が必要だということがあらかじめ発表・公開されていますが、そういった形で事実上の情報共有がされているのかなと思います。もし可能なのであれば、例えばどういう情報が

あればというところを何か共有する場があればいいなとは思っているのですが、一方、何分セキュリティに関する話でして、しかも何があれば特定できるかというのは、本当に事業者によってバラバラなわけです。そのため、そこが現実的にどこまでできるのかというところはなかなか難しいところなのではないか、という点がまず1点目のご回答になります。

2点目は私も本当に自動化できればいいなと思うのですが、これについても、おそらくそういうシステムを作ることができるのか、作ることができるとしてどれだけの費用がかかるのかという問題がありますし、システムだと間違えないのかというエラー等の問題もあります。そういった技術的な問題もあり、現時点で何かそういう具体的な動きがあるかと言われると、あればいいなとは私は思っているのですが、そういう動きは私限りでは把握できてないという状況になっております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。なかなか難しいということですね。その他いかがでしょうか。では鎮目構成員をお願いします。

【鎮目構成員】

すみません。非常に初歩的な質問なのですが、16 ページの発信者情報を公表する行為の取扱いにつきまして、先生の問題意識として表現の自由の保護という観点から公表行為に対する規制が必要ではないかという問題関心を示されているようにお見受けしました。あえて生活上の平穏侵害とかプライバシー侵害というものではなくて、表現の自由、特に匿名表現を将来的に不可能ならしめかねないという観点から問題提起されているのが特徴的だと感じたので、どういう意図に基づいてこのような問題提起をなされたのかということをお教えいただけないかと思います。

【北澤構成員】

ありがとうございます。全く初歩的でない、鋭いご指摘をいただいたかと思います。

基本的に、趣旨として逐条解説の考え方を否定するものではありません。基本的には原則に則って発信者の名誉、生活の平穏を害する、晒し行為自体が侵害に繋がっていると思います。それだけではないという趣旨で表現の自由について書かせていただきました。匿名表現の自由については、資料 15 ページのところの逐条解説の記載の内容はおそらくプロ責法の時代からそれほど変わっていないのかなと思っております。プロ責法ができた当時と比べると、ご承知のようにインターネットの世界が全く変わっているわけですし、資料 16 ページにも書かせていただきましたけれども、今となっては大体どのサイトもアカウントを作って、そのアカウント ID で色々サービスを利用するというのが大多数だと思います。それを匿名で運用してらっしゃる方もたくさんいるということで、逐条解説は触れていない、こうした匿名表現の自由が問題となるケースも多いのではないかという趣旨で書かせていただきました。

【鎮目構成員】

分かりました。目的外利用、特に公表行為については罰則の制定をも視野に入れるべきと

いう意見がある一方で、慎重論もあるかとは思いますが。公表行為によって生ずる生活上の平穩侵害やプライバシー侵害については、既存の刑罰法規で対応できる部分もあるのではないのかという問題もあるでしょう。その上で、既存の刑罰法規で対応できない部分について新たに罰則を設ける場合には、難しいかもしれませんが、平穩侵害やプライバシー侵害と異なる観点から、処罰を根拠づけ、限定する方策もあるのかなとは思いますが。先生の問題提起のように、この匿名表現が不可能になることを防ぐために、開示手続で得た情報の公表を規制するという観点による場合、特定の ID とこれに紐付いた個人情報と一緒に晒すと、それ自体が制裁の対象になりそうですが、それは、かなり広範に目的外利用を規制する方向性にもなり得るのかなと思いました。もちろん、そのような方向性自体が駄目だということではないのですが、確認させていただいた次第です。どうもありがとうございます。

【北澤構成員】

こちらこそありがとうございました。基本的にこの7条のルールというのは、発信者情報開示手続で得た情報の取扱いになるので、一般的な身バレ行為はまた別の裁判例もございます。その関係で、そもそも発信者情報開示制度は何のための制度だったのかというところに行き着くと思います。この制度は、特定の通信についてそのまま開示すると通信の秘密侵害罪になりますが、法律上の厳格な要件があれば正当行為として違法性が阻却されるという制度であることは、プロ責法の立法当時の国会答弁でも説明されていたと思います。そういった情報の開示をあくまでも、日本で匿名訴訟が認められていない中で、加害者とされる者を特定するために認めた制度なのに、その過程で得た情報を一般的に公表するというのがどうしても制度趣旨と繋がらないというのは、この16ページの2つ目の四角の、なぜ公開が必要なのかというところに繋がってるところです。その関係で罰則等、色々な議論があるのですが、少なくとも現状こうした、いわゆる晒し事例が発生している中で、どのようにそれをなくしていくべきなのかという、抽象的な話で恐縮なのですが、そういった問題意識を持っております。

【鎮目構成員】

よく分かりました。ありがとうございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。

そうしましたら以上で質疑応答を終了させていただきます。

北澤構成員、どうもありがとうございました。

【北澤構成員】

どうもありがとうございました。

【曾我部主査】

ありがとうございました。その他全体を通じて最後に構成員の皆様から何かありましたら今お発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の議事は以上とさせていただきますが、先ほど申し上げたとおり、

本日の議事等について更なるご意見、ご質問がありましたら後ほどメール等で受け付けることにしたいと思います。

最後に、この点も含めて事務局から事務連絡の方よろしく申し上げます。

【事務局】

次回会合につきましては、別途事務局よりご連絡を差し上げます。

また、先ほど主査からご案内のありましたメール等によるご意見、ご質問の受付についても別途ご連絡をさせていただきます。

以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。

以上を持ちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会発信者情報開示ワーキンググループ第2回会合をこれにて閉会いたします。本日も熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

【以上】